

## 平成 27 年度第 1 回青森市地域密着型サービス等運営審議会 会議概要

- 開催日時** 平成 27 年 8 月 17 日（月）19：00～21：00
- 開催場所** 青森市役所 福利厚生室(第 1 庁舎 3 階)
- 出席委員** 成田祥耕委員、木村隆次委員、小村博委員、嶋中繁樹委員、須藤淳子委員、田中志子委員、細川満子委員、安田卓委員  
《計 8 名》
- 欠席委員** 佐々木裕美子委員 《計 1 名》
- 事務局** 健康福祉部長 赤垣敏子、健康福祉部次長 木浪龍太、健康福祉部参事高齢者支援課課長事務取扱 浦田浩美、介護保険課課長 門間隆、浪岡事務所健康福祉課長 加福拓志、介護保険課副参事 野登浩一、介護保険課主幹 堤省一、介護保険課主幹 宮川博之、介護保険課主幹 三ヶ田正治、高齢者支援課主幹 柳谷勝司、高齢者支援課主幹 齊藤麻里、介護保険課主査 佐藤源志、介護保険課主査 工藤明則、介護保険課主事 石戸千尋、介護保険課主事 葛西光明  
《計 15 名》
- 会議次第**
- 1 委嘱状交付式
    - (1) 委嘱状交付
    - (2) 健康福祉部長挨拶
    - (3) 職員紹介
  - 2 組織会
    - (1) 会長及び副会長選出
  - 3 第 1 回青森市地域密着型サービス等運営審議会  
案件
    - (1) 会議の公開について
    - (2) 審議会スケジュールについて
    - (3) 第 6 期計画地域密着型サービス事業者の公募について
    - (4) 第 6 期計画地域密着型サービス事業者の公募の考え方について
    - (5) 「平成 27 年度青森市地域密着型サービス事業者公募要項（案）」について
    - (6) 「平成 27 年度青森市地域密着型サービス事業者の選考に関する基本的な考え方（案）」について
    - (7) その他
  - 4 閉会

## 組織会について

事務局から、会長の選出については、青森市地域密着型サービス等運営審議会条例の第6条第1項の規定に基づき、委員の互選により定めることとなっていることから、委員の皆様から推薦をいただきたい旨説明があった後、委員の推薦により、当審議会会長として成田委員、副会長として木村委員が選出され出席した全委員一致で決定した。

## 案件（1）会議の公開について

事務局から、会議の公開について次のとおり説明があった。

当審議会の会議については、原則公開としている。

ただし、法人の経営状況などを基に評価・選考を行う一次審査と二次審査につきましては、非公開とさせていただきたい。

### 意見、質疑応答

なし。

### 案件（1）について了承

## 案件（2）審議会スケジュールについて

事務局から、資料1のとおり、平成27年度青森市地域密着型サービス等運営審議会スケジュール(案)について説明があった。

### 意見、質疑応答

なし。

### 案件（2）について了承

## 案件（3）第6期計画地域密着型サービス事業者の公募について

事務局から、資料2、資料3のとおり、第6期計画地域密着型サービス事業者の公募について説明があった。

### 意見、質疑応答

#### ○委員

資料2に関して、第5期計画で示された各サービスの公募数は計画通りとなったのか。

また、資料2の2ページ目の下にある「※」印で記載されている箇所に関して、施設整備は公募の翌年度中に整備し、翌々年度の開設を予定しているため、第6期計画期間における小規模多機能型居宅介護の開設予定が、3事業所となっていることを踏まえれば理解できるが、その外、ミニ特養なども同様に翌々年度の開設になるという認識でよいか。

万が一、平成27年度に応募がなく、平成28年度に応募があった場合、第5期計画と同じような考え方で、1年スライドされた状況での開設となるという考え方でよいか。

○事務局

まず、第5期計画の公募に関しては、計画通り整備することができた。

第6期計画に関して、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、選定後はスムーズに開設可能であると思うが、ミニ特養とグループホームについては、建物の整備が想定されることから、翌々年度の開設になると考えている。

万が一、平成27年度に応募がなく、平成28年度に応募があった場合については、委員の認識のとおりである。

案件(3)について了承

**案件(4) 第6期計画地域密着型サービス事業者の公募の考え方について**

事務局から、資料4から資料6のとおり、第6期計画地域密着型サービス事業者の公募の考え方について説明があった。

意見、質疑応答

○委員

資料4の(2)にある「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」のサービス提供エリアに関して、市内全域を1つの事業所で担当してよいという風に誤解を招く可能性があるのではないかと懸念を述べた。

○事務局

「市内全域」という表現は、圏域を指定しないという意図であるので、誤解を招かない表現に修正する。

○委員

どの圏域にも施設がない状態であれば、圏域の指定は必要であると考えているが、そのような状況ではないので、公募圏域について指定しなくともよいと考える。

案件(4)について委員意見を反映することとして了承

**案件(5)「平成27年度青森市地域密着型サービス事業者公募要項(案)」について**

事務局から、資料7から資料10-4のとおり、平成27年度青森市地域密着型サービス事業者公募要項(案)について説明があった。

意見、質疑応答

○委員

資料9-1に関して、各評価項目を採点していくこととなるが、例えば、「1. 運営全般」の「事業運営の一般原則」について、提案書等に各取組み等が記載されている。

この項目に、①～④の項目が細分化されているが、①、②、④が大変よいという配点であっても、③が不十分であった場合の採点について、個々の委員の判断基準が難しくなる。

この採点の判断も委員に委ねるとい認識で相違ないか。提案書に記載されているポイントにより申請者がまとめたものを、委員が全体的に評価するという理解の仕方によいか。

○事務局

委員のご意見の通りである。

○委員

資料 9-2 の 2. 職員体制の「(2) 職員の研修・育成に関する方針」に関して、介護職員の人材確保のため、様々な施策を打ち出している現状を踏まえ、職員の処遇、給与、福利厚生などに関する考え方だけではなく、現状はどうなのかということ申請者に記載してもらいたいのか。

併せて、このことに関する資料を提出してもらうことは可能か。

○事務局

可能である。

○委員

現在、県としても介護人材確保のため、事業所評価をしていることや、処遇改善加算のため、給与表があることなどが要件となっており、どこまでクリアしているのかを確認する観点から、考え方だけではなくて現状を明確にしたい。

新規の事業所については、これからどのように進めていくのかを記載することでよいと考える。

案件（5）について委員意見を反映することとして了承

**案件（6）「平成 27 年度青森市地域密着型サービス事業者の選考に関する基本的な考え方（案）」について**

事務局から、資料 11 のとおり、平成 27 年度青森市地域密着型サービス事業者の選考に関する基本的な考え方（案）について説明があった。

**意見、質疑応答**

○委員

資料 11 の 1 ページにある「評価方法」における平均点の考え方について、数字そのものが正規分布していることが前提であるが、仮に正規分布していないのであれば、平均点をとる意味はないのではないだろうか。

○委員

審査後の評価方法について、最高点と最低点をカットし評価を行うことに関して、一次審査と二次審査ともに採点基準をもう少し細分化できないか。

○委員

一次審査の基準をクリアしていれば二次審査候補者となることを踏まえ、二次審査となるプレゼンテーションの配点を見直してはどうか。

○委員

カットする場合は、例えば、5%カットをするなどについても検討いただきたい。

また、資料11の1ページにある「評価方法」について、委員が採点した平均点とするのではなく、単純に合算すればよいのではないか。当審議会は、少数の委員で構成されているので平均点としないほうがよいのではないか。

○事務局

二次審査の配点については、事務局で整理させてほしい。9月に予定している地域包括支援センターの運営評価の際にご提案する時間をいただきたい。

一次審査の個別項目採点基準に関して、細分化したほうがよいか、このままでよいか、ご意見を伺いたい。

○委員

このままでよいと思う。

○委員

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の公募に関して、サービス提供を行う地域が明確となるように項目を追記し、事業者の方に提出してもらうようにしなければならない。

日常生活圏域ごとにセットすることを想定して、申請する事業者に対し、どの範囲までサービス提供をするのかを記載するようにしてほしい。

○事務局

サービスを実施する圏域を記載していただくよう様式2-2に項目を追加する。

案件(6)について委員意見を反映することとして了承

**その他**

意見、質疑応答

なし。